

# 四半期報告書

(第13期第2四半期)

自 平成23年4月1日  
至 平成23年6月30日

株式会社G A B A

東京都渋谷区元代々木町30番13号

(E05636)

## 表紙

## 第一部 企業情報

## 第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

## 第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	3
3 経営上の重要な契約等	3
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4

第3 設備の状況	8
----------	---

## 第4 提出会社の状況

## 1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	10
(2) 新株予約権等の状況	13
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	19
(4) ライツプランの内容	19
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	19
(6) 大株主の状況	20
(7) 議決権の状況	21

2 株価の推移	21
---------	----

3 役員の状況	21
---------	----

第5 経理の状況	22
----------	----

## 1 四半期財務諸表

(1) 四半期貸借対照表	23
(2) 四半期損益計算書	25
(3) 四半期キャッシュ・フロー計算書	27

2 その他	36
-------	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報	37
-------------------	----

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月12日
【四半期会計期間】	第13期第2四半期(自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
【会社名】	株式会社GABA
【英訳名】	GABA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上山 健二
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区元代々木町30番13号
【電話番号】	(03)5790-7000 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部門長 青柳 大介
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区元代々木町30番13号
【電話番号】	(03)5790-7000 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部門長 青柳 大介
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期 第2四半期 累計期間	第13期 第2四半期 累計期間	第12期 第2四半期 会計期間	第13期 第2四半期 会計期間	第12期
会計期間	自平成22年 1月1日 至平成22年 6月30日	自平成23年 1月1日 至平成23年 6月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 6月30日	自平成23年 4月1日 至平成23年 6月30日	自平成22年 1月1日 至平成22年 12月31日
売上高（千円）	3,733,089	4,186,895	1,903,751	2,151,758	7,751,151
経常利益（千円）	358,706	783,786	240,839	435,524	1,120,055
四半期（当期）純利益（千円）	197,311	439,926	126,746	249,530	596,670
持分法を適用した場合の投資利益 （千円）	—	—	—	—	—
資本金（千円）	—	—	594,738	598,288	594,738
発行済株式総数 普通株式 （株） 優先株式	— —	— —	43,706 153	43,806 70	43,706 153
純資産額（千円）	—	—	1,066,343	1,043,457	1,465,702
総資産額（千円）	—	—	7,372,712	7,935,023	8,376,413
1株当たり純資産額（円）	—	—	△11,261.22	7,763.16	△2,317.95
1株当たり四半期（当期）純利益 （円）	4,323.56	9,921.88	2,803.98	5,651.47	13,266.83
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益（円）	—	9,705.24	—	5,529.10	—
1株当たり配当額（円）					
普通株式	—	—	—	—	—
優先株式	—	—	—	—	241,900.00
自己資本比率（%）	—	—	14.5	13.2	17.5
営業活動による キャッシュ・フロー（千円）	1,060,478	492,416	—	—	1,987,606
投資活動による キャッシュ・フロー（千円）	83,373	381,651	—	—	△1,305,656
財務活動による キャッシュ・フロー（千円）	—	△862,450	—	—	—
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（千円）	—	—	3,047,974	2,597,690	2,586,072
従業員数（人）	—	—	412	410	405

（注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社には関連会社が存在しないため、記載しておりません。

4. 第12期第2四半期累計（会計）期間及び第12期の潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益は、希薄化効果を有する潜在株式がないため、記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当第2四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について重要な変更はありません。

## 3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

## 4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成23年6月30日現在

従業員数（人）	410	（46）
---------	-----	------

（注）1. 従業員数は、就業人員数であります。

2. 従業員数欄の（ ）外書は、当第2四半期会計期間における臨時従業員の平均雇用人員数であります。

3. 業務委託契約のインストラクター（講師）が当第2四半期会計期間末現在において897名おりますが、業務委託契約のため上記には含めておりません。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産及び受注の状況

当社は英会話事業を主要な事業として行っていることから、生産及び受注に該当するものではありません。

#### (2) 販売実績

販売実績を事業別に示すと以下のとおりであります。

事業	当第2四半期会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
英会話事業	2,151,758	113.0
合計	2,151,758	113.0

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
2. 第1四半期会計期間より、その他事業を英会話事業に集約し単一事業としております。  
3. 英会話事業の販売実績を地域別、規模別に示すと以下のとおりであります。

#### イ) 地域別実績

地域	当第2四半期会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)			
	期末スクール数	期末ブース数	売上高(千円)	前年同期比(%)
関東地区	29	560	1,750,419	111.5
中部地区	2	46	86,168	134.7
関西地区	5	102	315,169	116.9
合計	36	708	2,151,758	113.0

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
2. 当社では、マンツーマン英会話レッスンを行うスペースをブースと呼んでおります。

#### ロ) 規模別実績

規模	当第2四半期会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)			
	期末スクール数	期末ブース数	売上高(千円)	前年同期比(%)
大型スクール	14	392	1,252,015	110.6
小型スクール	22	316	899,742	116.6
合計	36	708	2,151,758	113.0

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
2. 当社では、マンツーマン英会話レッスンを行うスペースをブースと呼んでおります。  
3. 20ブース以上のスクールを大型スクール、19ブース以下のスクールを小型スクールとしております。

### 2【事業等のリスク】

当第2四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

#### 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

##### (1) 経営成績の分析

当第2四半期会計期間（平成23年4月1日～平成23年6月30日）におけるわが国の経済は、3月11日に発生した東日本大震災が経済成長に大きく影を落とし、景気が本格回復するまでにはなお時間を要するものと考えられます。その一方で、当社の事業領域であるマンツーマン英会話レッスン市場におきましては、このような外部環境の影響を受けつつも、英会話習得効率を重視する層に支持をいただき、堅調に伸長しているものと考えられます。

当第2四半期会計期間において、売上高は前年同期と比較して13.0%増加し、2,151,758千円となりました。これは、東日本大震災の影響はあったものの、前年同期と比較し在籍クライアント数が増加しており、そのレッスン受講が堅調に推移したこと、前年同期において売上高を98,324千円減少させる要因となった収益計上基準変更による影響が、当第2四半期会計期間においては10,351千円の減少まで軽減されたこと等によります。

売上高の構成は以下のとおりです。

		前第2四半期 会計期間 自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	当第2四半期 会計期間 自平成23年4月1日 至平成23年6月30日
消化レッスンポイント	①	299,654	321,714
ポイント単価 (円)	②	6,003	6,040
レッスン売上高(1) (千円)	③=①×②	1,798,678	1,943,222
(△)計上基準変更による 影響額(差異) (千円)	④	△98,324	△10,351
レッスン売上高(2) (千円)	⑤=③+④	1,700,354	1,932,870
入会金、テキスト販売 (千円)	⑥	177,298	170,924
その他 (千円)	⑦	26,098	47,963
売上高 計 (千円)	⑤+⑥+⑦	1,903,751	2,151,758

- (注)1. 消化レッスンポイントには、レッスンが受講されずに契約期間が終了し無効となったポイント、クライアントの事由によるキャンセルにより消化されたポイントを含みます。
2. ポイント単価はレッスン売上高(1)を消化レッスンポイントで除して算定した値を記載しております。
3. レッスン売上高は、当社L Sにて提供するレッスンのみを対象としており、講師派遣型契約による売上高は、その他に含めて表示しております。

売上原価は前年同期と比較して5.4%増加し、1,122,917千円となりました。これは、主に提供レッスン数の増加等による委託講師報酬の増加があったことによるものです。販管費は前年同期と比較して1.3%減少し、605,811千円となりました。これは、主に一部の広告実施を見合わせたこと等による広告宣伝費の減少があったことによるものです。

以上の結果、当第2四半期会計期間の業績は、売上高2,151,758千円（前年同期比13.0%増）、営業利益423,029千円（前年同期比88.0%増）、経常利益435,524千円（前年同期比80.8%増）となりました。また、自由が丘L Sの移転を決定したことにより店舗閉鎖損失引当金繰入額14,641千円を特別損失として計上したことにより、四半期純利益は249,530千円（前年同期比96.9%増）となりました。

当社は、当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」を適用しており、従来の「英会話事業」および「その他事業」を統合し単一セグメントとしておりますが、英会話レッスンの提供形態により「通学型レッスン」と「講師派遣型レッスン」に区分しております。

レッスン提供形態別の概況につきましては、以下のとおりです。なお、当社では損益計算書上の売上高については通学型、講師派遣型を区分した管理をしておりませんが、従前より経営管理上の指標として前受金収入額（契約時にクライアントより申し受ける額）の獲得を重視しております。従いまして、以下の説明におきましては売上高に代わる指標として前受金収入額を用いております。

#### （通学型レッスン）

当社の運営するL Sにおいてレッスンを提供する従来どおりのレッスン形態を「通学型レッスン」と区分しております。個人契約によるレッスンは全て本区分として扱うほか、当社と通学型の法人契約（研修型・福利厚生型とも）を締結いただいた場合は本区分として扱います。

スクールの配置状況につきましては、1月に名古屋L S、3月になんばL S（2月末で閉鎖した心斎橋L Sを統合）、5月に柏L Sを新設した他、レッスン需要増加に対応するため、1月に大手町L S、4月に品川L S、5月に横浜L Sの規模を拡大しております（横浜L Sは移転により規模拡張）。これらにより、当第2四半期会計期間末において、関東地区に29L S、中部地区に2L S、関西地区に5L S、計36L Sを展開する体制となりました。

当第2四半期会計期間における新規入会者数は前年同期と比較し0.1%増加し、3,182名となりました。これは、4月の時点では東日本大震災の影響に起因すると考えられる落ち込みからの回復途上であり前年同月を越えることが出来なかったものの、5月からは前年同月を上回ることができたことによるものです。また、1つのコースを修了したクライアントが新しいコースで受講を継続する比率である契約継続率については3月に前年同月を大きく下回ることとなりましたが、4月以降は継続契約率・継続契約者数とも堅調に推移し前年同期と比較し0.8%減少に留まり2,917名となりました。

レッスン提供数につきましては、前年同期と比較し在籍クライアント数が増加していること、ならびに4月以降の回復が顕著であったことにより前年同期と比較し6.2%増加し、274,174レッスンとなっております。

これらにより、当第2四半期会計期間末において、当社スクールに在籍するクライアント数は18,241人、平均在籍クライアント数は18,281人となりました。

子供向け英会話「G a b a こどもマンツーマン英会話（通称、Gaba kids）」につきましては、当第2四半期会計期間末現在では28箇所のL Sにて展開しております。Gaba kidsは、全体に対する規模は小さいものの好調に推移しており、当第2四半期会計期間末の在籍クライアント数は287人（前述の在籍クライアント数の内数）となりました。

	平成22年12月 第2四半期 会計期間	平成22年12月 第3四半期 会計期間	平成22年12月 第4四半期 会計期間	平成23年12月 第1四半期 会計期間	平成23年12月 第2四半期 会計期間
新規入会者数	3,178	3,367	2,731	2,872	3,182
継続契約者数	2,942	2,597	2,771	2,538	2,917
期末クライアント数	17,293	18,061	18,011	18,054	18,241
（うち、Gaba kids）	(131)	(167)	(197)	(255)	(287)
平均クライアント数	17,286	17,779	18,146	18,246	18,281
（うち、Gaba kids）	(130)	(150)	(196)	(228)	(281)
提供レッスン数	258,201	274,750	270,693	263,151	274,174
前受金収入額（千円）	2,402,017	2,250,543	2,106,128	2,140,372	2,355,469

(講師派遣型レッスン)

法人契約によるレッスンのうち、講師が契約先企業に赴いて実施するレッスン形態を本区分としております。講師派遣型レッスンでは、マンツーマンレッスンを基本としながらも、契約先企業の要請に柔軟に対応するためレッスン提供形態が多種多様であることから、本区分のクライアントや提供レッスンの数について単純な比較が出来ず、一律に扱うことは適切でないため開示しておりません。

講師派遣型契約では、通常は契約先企業の会議室等においてレッスンを提供する形態を基本としておりますが、第1四半期において、契約先企業内にL S同様の機能を持つ同社専用のレッスンスペースを3箇所設置し、L Sと同一のシステムにてレッスン提供を行うという大型案件の受注に成功したため、大きく伸ばしました。

	平成22年12月 第2四半期 会計期間	平成22年12月 第3四半期 会計期間	平成22年12月 第4四半期 会計期間	平成23年12月 第1四半期 会計期間	平成23年12月 第2四半期 会計期間
前受金収入額(千円)	58,458	5,882	17,342	82,313	24,172

- (注) 1. 当社では、生徒・学生、社会人等を対象とした一般向け英会話レッスン「G a b a マンツーマン英会話」、子供向け英会話レッスン「G a b a こどもマンツーマン英会話(通称、Gaba kids)」を開講するスクールのことをL S (ラーニングスタジオ)と呼んでおります。
2. 20ブース以上のスクールを大型スクール、19ブース以下のスクールを小型スクールとしております。
3. 英会話事業の受講生をクライアント、講師をインストラクター、レッスンプランの作成や定期的なカウンセリングを通じ、クライアントの英語学習をサポートするスタッフをカウンセラーと呼んでおります。
4. クライアントがレッスンを受講できる権利(役務の提供を受ける権利)をレッスンポイントと呼んでおり、1回のレッスン受講につき1レッスンポイントが消化されます。また、レッスンを受講されずに契約期間が終了した場合、クライアントの事由によるキャンセル等があった場合には、レッスンポイントは消化されたものとしております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間における現金及び現金同等物は、第1四半期会計期間末(2,368,885千円)に比べ228,805千円増加し、2,597,690千円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期会計期間において営業活動により得られた資金は、598,373千円(前年同期間721,454千円)となりました。これは主に、税引前四半期純利益420,167千円、賞与引当金の増加98,061千円、売上債権の増加63,390千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期会計期間において投資活動により得られた資金は、462,629千円(前年同期間69,816千円)となりました。これは主に、定期預金の払戻による収入1,000,000千円、有価証券の取得による支出499,549千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期会計期間において財務活動により使用した資金は、832,196千円となりました。これは主に、自己株式の取得による支出832,261千円によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更および新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1. 主要な設備の状況

(1) 当第2四半期会計期間に以下の設備を取得いたしました。

事業所名 (所在地)	事業の 名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
			建物 (面積)	構築物	工具、 器具及 び備品	敷金及 び保証 金	合計	
横浜L S (横浜市神奈川区)	英会話 事業	教室設備	5,516 (440.67㎡)	420	1,897	12,796	20,631	15
品川L S (東京都品川区)	英会話 事業	教室設備	5,310 (340.27㎡)	—	3,604	6,340	15,254	8
柏L S (千葉県柏市)	英会話 事業	教室設備	14,312 (171.90㎡)	600	—	6,760	21,672	5
合計			25,139 (952.84㎡)	1,020	5,502	25,897	57,558	28

- (注) 1. 金額は帳簿価額であり、建設仮勘定は含まれておりません。  
 2. 上記記載金額には消費税等は含まれておりません。  
 3. 横浜L S取得は、移転によるものであります。  
 4. 品川L S取得は、増床によるものであります。

(2) 当第2四半期会計期間に以下の設備を除却いたしました。

事業所名 (所在地)	事業の 名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
			建物 (面積)	構築物	工具、器 具及び備 品	敷金及 び保証 金	合計	
横浜L S (横浜市西区)	英会話 事業	教室設備	21,657 (385.01㎡)	—	772	41,009	63,439	15

- (注) 1. 上記記載金額には消費税等は含まれておりません。  
 2. 横浜L S除却は、移転に伴うものであります。

## 2. 設備の新設、除却等の計画

### (1) 重要な設備計画の完了

当第2四半期会計期間において、前四半期会計期間末において計画中であった重要な設備の除却について完了したものは、「1. 主要な設備の状況」の項目に記載しております。

### (2) 重要な設備の新設等

当第2四半期会計期間において新たに確定した重要な設備の新設は、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	事業の名称	設備の内容	投資予定金額(千円)		資金調達 方法	着手及び完了予定年月	
			総額	既支払額		着手	完了
自由が丘L S (東京都目黒区)	英会話 事業	教室設備	15,000	—	自己資金	平成23年9月	平成23年10月

(注) 1. 上記記載金額には消費税等は含まれておりません。  
2. 自由が丘L S新設は、移転に伴うものであります。

### (3) 重要な設備の除却等

当第2四半期会計期間において新たに確定した重要な設備の除却等は、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	事業の名称	設備の内容	帳簿価額 (千円)	除却等の予定年月日
自由が丘L S (東京都目黒区)	英会話事業	教室設備	12,691	平成23年12月

(注) 1. 上記記載金額には消費税等は含まれておりません。  
2. 自由が丘L S除却は、移転に伴うものであります。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	160,960
A種優先株式	320
計	161,280

##### ②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	43,806	43,806(注)1	東京証券取引所 (マザーズ)	(注)2
第1回A種優先株式	70	70	非上場	(注)3
計	43,876	43,876	—	—

- (注) 1. 提出日現在の発行数には、平成23年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。以下同様。）により発行された株式数は、含まれておりません。
2. 普通株式は完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、当社は単元株制度を採用しておりません。
3. 第1回A種優先株式（平成17年12月15日発行、平成18年5月17日一部内容変更）の内容は次のとおりであります。

#### ① 剰余金の配当

##### (a) 第1回A種優先配当金

当社は、剰余金の期末配当を行うときは、期末配当の基準日（以下「配当基準日」という。）における第1回A種優先株式を有する株主（以下「第1回A種優先株主」という。）または第1回A種優先株式の登録株式質権者（以下「第1回A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（実質株主を含む。以下、同じ。）および普通株式の登録株式質権者（以下併せて「普通株主等」という。）に先立ち、第1回A種優先株式1株につき下記(b)に定める額の剰余金を配当する（以下「第1回A種優先配当金」という。）。ただし、配当基準日の属する事業年度中に定められた別の基準日により、剰余金の配当を第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に行ったとき、または行うことが確定したときは、その額（以下「第1回A種期中優先配当金」という。）を控除した額とする。

##### (b) 第1回A種優先配当金の額

第1回A種優先配当金の額は、第1回A種優先株式の払込金額（1,000万円）に、それぞれの事業年度毎に下記の配当率（以下「第1回A種優先配当率」という。）を乗じて算出した額とする。第1回A種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。

第1回A種優先配当率は、(i) 平成17年12月16日から平成17年12月末日までは年率0.56%とし、(ii) 下記に定義する配当率修正日から次の配当率修正日の前日までの各事業年度については、日本円TIBOR（12ヵ月物）に0.5%を加算した年率とする。第1回A種配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当率修正日」は、平成17年12月16日以降の毎年1月1日とする。

「日本円TIBOR（12ヵ月物）」とは、各配当率修正日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）において、午前11時における日本円12ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（12ヵ月物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時におけるユーロ円12ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヵ月物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（12ヵ月物）に代えて用いるものとする。

- (c) 第1回A種優先中間配当金  
当社は、剰余金の中間配当を行うときは、第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対し、普通株主等に先立ち、第1回A種優先配当金の2分の1の金銭（以下「第1回A種優先中間配当金」という。）を支払う。
- (d) 累積条項  
当社は、ある事業年度において第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対して第1回A種優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「第1回A種優先株式累積未払配当金」という。）については、翌事業年度における第1回A種優先配当金および普通株主等に対する剰余金の配当に先立ち、第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対して支払うものとする。
- (e) 非参加条項  
第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対しては、第1回A種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。
- ② 残余財産の分配  
当社は、残余財産の分配をするときは、普通株主等に先立ち、第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対し、1株につき第1回A種優先株式の払込金額（1,000万円）および第1回A種優先株式累積未払配当金相当額の合計額に、1株につき残余財産の分配日の属する事業年度における第1回A種優先配当金を残余財産の分配日の属する事業年度の初日から残余財産の分配日まで（初日および分配日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）を加算した額を支払う。ただし、当該事業年度において第1回A種期中優先配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。
- ③ 議決権  
配当金および累積未払配当金ならびに残余財産の支払順位が第一位と定められているため、第1回A種優先株主は、株主総会における議決権を有しない。
- ④ 株式の併合または分割  
当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回A種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- ⑤ 取得請求権
- (a) 取得請求権  
第1回A種優先株主は、下記(d)に定める取得請求可能株式数を限度として、第1回A種優先株式の全部または一部の取得請求をすることができるものとし、かかる請求がなされた場合、当社は、法令の定めに従い、取得手続を行い、各取得請求日から30日以内に取得価額の支払いを行うものとする。
- (b) 取得価額  
取得価額は、1株につき第1回A種優先株式の払込金額（1,000万円）の100%および第1回A種優先株式累積未払配当金相当額の合計額に、1株につき第1回A種優先配当金を取得請求日の属する事業年度の初日から取得請求日までの日数（初日および取得請求日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）を加算した額とする。ただし、当該事業年度において第1回A種期中優先配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
- (c) 取得請求日  
取得請求日は、毎年4月14日とする（ただし、当日が非営業日である場合、取得請求日は、その翌営業日とする。）。ただし、4月1日から取得請求日までの間に、取得請求日付けで取得請求する旨の申し出があった場合、取得請求日付で取得請求がなされたものとみなす。
- (d) 取得請求可能株式数  
取得請求可能株式数は、(i) 年度取得予定株式数（以下に定義される。）と(ii) 会社法第166条第1項に定める分配可能額で取得できる株式数のいずれか小さい方の株式数とする。  
「年度取得予定株式数」は、  
(i) 平成19年の取得請求日になされる取得請求については、第1回A種優先株式の発行株式数の28.2%（90株）から当該取得請求日までに当社により取得された第1回A種優先株式の数を控除した数とし、

(ii) 平成20年の取得請求日になされる取得請求については、第1回A種優先株式の発行株式数の75.0% (240株) から当該取得請求日までに当社により取得された第1回A種優先株式の数を控除した数とし、

(iii) 平成21年以降の取得請求日になされる取得請求については、第1回A種優先株式の発行株式数(320株) から当該取得請求が行われた日までに当社により取得された第1回A種優先株式の数を控除した数とする。

(e) 取得方法

各取得請求日において、複数の者が取得請求した場合でかつ当該取得請求がなされた第1回A種優先株式の総数が取得請求可能株式数を超える場合には、当社は、下記に定める第1回A種優先株式保有割合に応じて、当該第1回A種優先株式を取得するものとする(それぞれの第1回A種優先株式保有割合に応じて割当てられる各第1回A種優先株主に対する取得請求可能株式数を、以下、「各取得請求可能株式数」という。)。なお、各取得請求日において、取得請求した株式数が各取得請求可能株式数以下の第1回A種優先株主(以下「限度内取得請求株主」という。))と、各取得請求可能株式数を超えて取得請求をした第1回A種優先株主(以下「超過取得請求株主」という。))がある場合、当社は、(1)各限度内取得請求株主から、その取得請求した株式数を取得し、(2)各超過取得請求株主から、各取得請求可能株式数に加えて、限度内取得請求株主の各取得請求可能株式の総数から限度内取得請求株主が取得請求した株式の総数を控除した残株式数を、各超過取得請求株主が取得請求した株式数を限度に、超過取得請求株主間の第1回A種優先株式保有割合に応じてさらに割当て、取得することができる。

かかる手続を経ても、なお、取得請求可能株式数に残数が生じる場合、取得請求可能株式数に充つるまで同様の手続を行なう。

取得株式数に端数が生じる場合等は、抽選その他合理的な方法により取得株式数の決定を行う。

第1回A種優先株式保有割合とは、取得請求をした取得請求日の直近の配当基準日において、当該取得請求をした者が保有する第1回A種優先株式の、残存する第1回A種優先株式の総数に対する割合を意味する。

⑥ 取得条項

(a) 取得条項

当社は、いつでも第1回A種優先株主の意思にかかわらず、第1回A種優先株主およびその第1回A種登録株式質権者から、当社が別に定める日(以下「取得日」という。))から2週間前までに通知を行った上で、第1回A種優先株式の全部または一部を当該取得日に取得することができる。一部取得の場合は、各第1回A種優先株主の所有する株式数に応じた比例按分方式その他合理的な方法により行う。

(b) 取得価額

取得価額は、1株につき第1回A種優先株式の払込金額(1,000万円)の100%および第1回A種優先株式累積未払配当金相当額の合計額に、1株につき第1回A種優先配当金を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む。))で日割計算した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。))を加算した額とする。ただし、当該取得日の属する事業年度において第1回A種期中優先配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

⑦ 優先順位

第1回A種優先株式の優先配当金、累積未払配当金ならびに残余財産の支払順位は、第一順位とする。

⑧ 種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合の種類株主総会

当社は、会社法第322条第1項各号に定める事項につき、種類株主総会の決議を要しない旨についての定款の定めはない。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 第1回新株予約権／平成17年3月30日開催の臨時株主総会

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数(個)	453(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	906(注)1・2・3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	71,000(注)2・4
新株予約権の行使期間	平成18年12月1日～平成23年12月1日(注)5
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 71,000 資本組入額 35,500(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議による新株予約権および新株発行予定数から、権利行使された数および退職等により権利を喪失した数を控除した数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当初は1株でしたが、平成18年3月15日開催の取締役会決議により平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割をおこなっており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. 新株予約権の行使期間は、当初は平成17年4月12日～平成27年4月12日でありましたが、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日(平成18年12月1日)から5年間となっております。

6. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。

イ) 新株予約権の行使期間に行使できる新株予約権は、「新株予約権付与契約」締結時点においては、発行する新株予約権の総数のうちの20%までに限定され、以後、1年経過するごとに20%ずつ増加するものとする。

ロ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。

ハ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

② 第2回新株予約権／平成17年3月30日開催の臨時株主総会

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数(個)	993(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,986(注)1・2・3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	71,000(注)2・4
新株予約権の行使期間	平成18年11月20日～平成23年11月20日(注)5
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 71,000 資本組入額 35,500(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議による新株予約権および新株発行予定数から、権利行使された数および退職等により権利を喪失した数を控除した数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当初は1株でしたが、平成18年3月15日開催の取締役会決議により平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割をおこなっており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. 新株予約権の行使期間は、当初は平成17年4月12日～平成27年4月12日でありましたが、平成18年11月20日開催の取締役会において、新株予約権の行使について2/3以上の賛成により承認されたため、当該取締役会の承認日(平成18年11月20日)から5年間となっております。

6. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。

イ) 新株予約権の行使期間に行使できる新株予約権は、「新株予約権付与契約」締結時点においては、発行する新株予約権の総数のうちの20%までに限定され、以後、1年経過するごとに20%ずつ増加するものとする。

ロ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。

ハ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

③ 第3回新株予約権／平成17年8月25日開催の臨時株主総会

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数(個)	100
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200(注)1・2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	75,000(注)1・3
新株予約権の行使期間	平成18年12月1日～平成28年12月1日(注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 75,000 資本組入額 37,500(注)1
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当初は1株でしたが、平成18年3月15日開催の取締役会決議により平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割をおこなっており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 新株予約権の行使期間は、当社が新規株式公開をした日より10年間と定められており、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日(平成18年12月1日)から10年間となっております。

5. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。

- イ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。
- ロ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

## ④ 第4回新株予約権／平成17年12月12日開催の臨時株主総会

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,706
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,412(注)1・2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	75,000(注)1・3
新株予約権の行使期間	平成18年12月1日～平成24年12月14日(注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 75,000 資本組入額 37,500(注)1
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当初は1株でしたが、平成18年3月15日開催の取締役会決議により平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割をおこなっており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。

2. 新株予約権発行後、下記(注)3により行使価額が調整された場合には、次に定める算式により割当株式数を調整し、調整により生ずる1株未満の端数株式はこれを切り上げるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行後、当社が、①時価を下回る価額で当社株式を発行しあるいは当社の保有する当社株式を処分する場合(以下、株式会社GABA第1回A種優先株式の発行ならびに②ないし④規定の証券の行使または転換による場合を除く)、②時価を下回る価額をもって当社株式を取得しうる新株予約権もしくはかかる新株予約権を付された証券を発行する場合(以下、平成17年12月15日付で発行される第5回新株予約権6個を除く)、③時価を下回る価額をもって当社株式に転換されるあるいは転換しうる証券を発行する場合、または④これらに類する証券等を発行する場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、②の場合には発行される新株予約権の発行価額および当該新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額の合計額、③の場合には転換価額、④の場合には当社の株式を取得するために必要な金額を次の算式の「1株あたりの発行または処分価額」として、また「発行または処分株式数」については②ないし④に規定する新株予約権その他の証券等が全て発行日に行使または転換されたものとみなして調整後行使価額を計算する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行または処分株式数} \times \text{1株あたりの発行または処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行または処分株式数}}}$$

上記の他、当社は、本新株予約権発行後に、他社と合併する場合、株式交換、株式移転または会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額につき、適切と認められる調整を行うことができるものとする。ただし、かかる調整の金額および方法は合理的なものでなければならない。

4. 新株予約権の行使期間は、当初は平成17年12月15日～平成24年12月14日でありましたが、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日（平成18年12月1日）が権利行使期間の開始日となっております。
5. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。
  - イ) 各新株予約権の一部行使はできないこととする。
  - ロ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
6. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関しては、次のような、「当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転に基づく新株予約権の完全親会社による承継及び承継後の新株予約権の内容に関する決定方針」が定められております。
  - イ) 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合には、新株予約権に係る義務を株式交換または株式移転により完全親会社となる会社に承継させる。
  - ロ) 承継後の新株予約権の目的たる完全親会社となる会社の株式の数については、交換比率または移転比率に応じて調整し、調整の結果生じる1株未満の端数株式は、これを切り捨てるものとする。
  - ハ) 承継後の新株予約権の目的たる完全親会社となる会社の株式の種類及び数並びに平成13年改正旧商法第280条ノ20第4号から第8号に掲げる事項については、新株予約権の発行の条項に従い、必要最小限かつ合理的な範囲で調整を行うものとする。
  - ニ) 承継後の新株予約権のその他の権利行使の条件は、原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については株式交換または株式移転の際に当社取締役会において定めるものとする。
7. 当社は、未行使の新株予約権を取得し、保有する場合には、いつでも、取締役会の決議により、当該新株予約権を無償で消却することができるものとする。

⑤ 第5回新株予約権／平成17年12月12日開催の臨時株主総会

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数(個)	6
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12(注)1・2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	75,000(注)1・3
新株予約権の行使期間	平成18年12月1日～平成28年12月1日(注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 75,000 資本組入額 37,500(注)1
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当初は1株でしたが、平成18年3月15日開催の取締役会決議により平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割をおこなっており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 新株予約権の行使期間は、当社が新規株式公開をした日より10年間と定められており、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日（平成18年12月1日）から10年間となっております。

5. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。

イ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。

ロ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

⑥ 第6回新株予約権／平成18年1月18日開催の臨時株主総会

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数(個)	64(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	128(注)1・2・3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250,000(注)2・4
新株予約権の行使期間	平成18年12月1日～平成23年12月1日(注)5
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 250,000 資本組入額 125,000(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議による新株予約権および新株発行予定数から、権利行使された数および退職等により権利を喪失した数を控除した数のこととなります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当初は1株でしたが、平成18年3月15日開催の取締役会決議により平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割をおこなっており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. 新株予約権の行使期間は、当初は平成18年1月31日～平成28年1月31日でありましたが、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日（平成18年12月1日）から5年間となっております。

6. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。

イ) 新株予約権の行使期間に行使できる新株予約権は、「新株予約権付与契約」締結時点においては、発行する新株予約権の総数のうちの20%までに限定され、以後、1年経過するごとに20%ずつ増加するものとする。

ロ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。

ハ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日 (注) 1	4	43,959	142	598,288	142	3,550
平成23年4月28日 (注) 2	△83	43,876	—	598,288	—	3,550

(注) 1. 平成23年4月1日から平成23年6月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が4株、資本金および資本準備金がそれぞれ142千円増加しております。

2. 平成23年3月29日開催の取締役会決議に基づき平成23年4月12日付で取得した自己株式である第1回A種優先株式83株を、平成23年4月28日開催の取締役会決議により同日付で消却しており、発行済株式数が83株減少しております。

## (6) 【大株主の状況】

平成23年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
大和企業投資株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9-1	26,390	60.14
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)(注)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,362	3.10
吉岡 裕之	大阪府東大阪市	1,015	2.31
青野 仲達	東京都目黒区	857	1.95
BNYM SA/NV FOR BNYM CLIENT ACCOUNT MPCs JAPAN (常任代理人)	RUE MONTOYER 46 1000 BRUSSELS BELGIUM	667	1.52
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1		
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)(注)	東京都港区浜松町2丁目11-3	508	1.15
G A B A社員持株会	東京都渋谷区元代々木町30-13	476	1.08
三好 宏明	千葉県浦安市	375	0.85
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10	356	0.81
榎島 俊幸	神奈川県横浜市	333	0.75
計	—	32,339	73.70

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は以下のとおりであります。

平成23年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有議 決権の割合(%)
大和企業投資株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9-1	26,390	60.24
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)(注)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,362	3.10
吉岡 裕之	大阪府東大阪市	1,015	2.31
青野 仲達	東京都目黒区	857	1.95
BNYM SA/NV FOR BNYM CLIENT ACCOUNT MPCs JAPAN (常任代理人)	RUE MONTOYER 46 1000 BRUSSELS BELGIUM	667	1.52
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1		
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)(注)	東京都港区浜松町2丁目11-3	508	1.15
G A B A社員持株会	東京都渋谷区元代々木町30-13	476	1.08
三好 宏明	千葉県浦安市	375	0.85
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10	356	0.81
榎島 俊幸	神奈川県横浜市	333	0.76
計	—	32,339	73.82

(注) 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社ならびに日本マスタートラスト信託銀行株式会社が所有している株式は、すべて信託業務にかかる株式であります。

## (7) 【議決権の状況】

### ① 【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	第1回A種優先株式 70	—	第1回A種優先株式の内容は、「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「② 発行済株式」の注記3.に記載しております。
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 43,806	43,806	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	43,876	—	—
総株主の議決権	—	43,806	—

### ② 【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高 (円)	96,200	139,200	164,000	117,000	118,000	123,500
最低 (円)	70,600	86,000	75,200	96,000	97,800	93,500

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

## 3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の変動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び前第2四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年6月30日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第2四半期会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第2四半期累計期間（平成23年1月1日から平成23年6月30日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び前第2四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期財務諸表並びに当第2四半期会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第2四半期累計期間（平成23年1月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】  
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間末 (平成23年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,598,341	2,586,446
売掛金	198,035	202,110
受講料金銭信託	※1 2,389,091	※1 2,316,890
有価証券	1,599,055	1,099,992
たな卸資産	※2 140,148	※2 140,173
その他	230,335	272,685
流動資産合計	6,155,007	6,618,299
固定資産		
有形固定資産		
建物	766,982	708,137
減価償却累計額	△222,398	△195,074
建物(純額)	544,584	513,062
構築物	36,109	34,472
減価償却累計額	△17,365	△15,702
構築物(純額)	18,744	18,770
工具、器具及び備品	623,486	612,380
減価償却累計額	△472,437	△447,613
工具、器具及び備品(純額)	151,049	164,767
有形固定資産合計	714,378	696,600
無形固定資産	112,397	108,749
投資その他の資産		
敷金及び保証金	712,812	721,971
その他	240,428	230,792
投資その他の資産合計	953,241	952,763
固定資産合計	1,780,016	1,758,113
資産合計	7,935,023	8,376,413
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	11,198	13,161
未払金	191,852	209,913
未払費用	189,181	175,681
未払法人税等	279,655	335,748
前受金	5,884,594	5,800,225
店舗閉鎖損失引当金	14,641	69,663
賞与引当金	165,964	185,712
その他	66,753	120,604
流動負債合計	6,803,842	6,910,710
固定負債		

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間末 (平成23年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年12月31日)
資産除去債務	87,723	—
固定負債合計	87,723	—
負債合計	6,891,566	6,910,710
純資産の部		
株主資本		
資本金	598,288	594,738
資本剰余金	3,550	444,738
利益剰余金	441,619	426,226
株主資本合計	1,043,457	1,465,702
純資産合計	1,043,457	1,465,702
負債純資産合計	7,935,023	8,376,413

(2) 【四半期損益計算書】  
【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)
売上高	3,733,089	4,186,895
売上原価	2,129,112	2,214,913
売上総利益	1,603,977	1,971,982
販売費及び一般管理費	※1 1,275,710	※1 1,211,303
営業利益	328,266	760,678
営業外収益		
受取利息	659	668
催事参加料	3,122	1,922
有価証券利息	—	4,959
金銭の信託運用益	3,646	1,863
受取手数料	16,703	10,309
その他	6,414	3,709
営業外収益合計	30,545	23,431
営業外費用		
株式交付費	—	277
為替差損	106	46
営業外費用合計	106	323
経常利益	358,706	783,786
特別損失		
固定資産除却損	4,874	817
店舗閉鎖損失引当金繰入額	19,754	13,641
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	27,360
特別損失合計	24,629	41,820
税引前四半期純利益	334,076	741,966
法人税、住民税及び事業税	741	270,430
法人税等調整額	136,023	31,609
法人税等合計	136,765	302,039
四半期純利益	197,311	439,926

## 【第2四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第2四半期会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
売上高	1,903,751	2,151,758
売上原価	1,065,243	1,122,917
売上総利益	838,508	1,028,840
販売費及び一般管理費	*1 613,496	*1 605,811
営業利益	225,011	423,029
営業外収益		
受取利息	227	50
催事参加料	2,856	1,922
有価証券利息	—	2,527
金銭の信託運用益	1,680	921
受取手数料	6,598	5,601
その他	4,466	1,601
営業外収益合計	15,829	12,625
営業外費用		
株式交付費	—	111
為替差損	1	18
営業外費用合計	1	130
経常利益	240,839	435,524
特別損失		
固定資産除却損	4,394	715
店舗閉鎖損失引当金繰入額	22,008	14,641
特別損失合計	26,403	15,356
税引前四半期純利益	214,435	420,167
法人税、住民税及び事業税	373	216,976
法人税等調整額	87,315	△46,338
法人税等合計	87,688	170,637
四半期純利益	126,746	249,530

## (3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前四半期純利益	334,076	741,966
減価償却費	84,082	85,464
長期前払費用償却額	1,607	1,502
受取利息	△659	△3,644
店舗閉鎖損失引当金の増減額 (△は減少)	△16,789	△9,561
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△252	△19,747
固定資産除却損	2,086	817
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	27,360
株式交付費	—	277
売上債権の増減額 (△は増加)	△38,474	4,075
たな卸資産の増減額 (△は増加)	3,356	25
仕入債務の増減額 (△は減少)	4,724	△1,962
未払金の増減額 (△は減少)	△2,738	15,532
未払費用の増減額 (△は減少)	10,073	13,499
未払消費税等の増減額 (△は減少)	37,663	△48,318
前受金の増減額 (△は減少)	590,847	84,369
受講料金銭信託の増減額 (△は増加)	△49,736	△72,200
預り金の増減額 (△は減少)	△8,477	△4,622
その他	△587	△891
小計	950,802	813,942
利息及び配当金の受取額	841	2,686
法人税等の支払額	△1,593	△324,212
法人税等の還付額	110,427	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,060,478	492,416
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の払戻による収入	—	1,000,000
有価証券の取得による支出	—	△499,549
有形固定資産の取得による支出	△27,103	△104,035
無形固定資産の取得による支出	△15,499	△23,160
敷金及び保証金の差入による支出	△4,680	△13,100
敷金及び保証金の回収による収入	131,642	22,258
その他	△986	△762
投資活動によるキャッシュ・フロー	83,373	381,651
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
株式の発行による収入	—	6,822
自己株式の取得による支出	—	△832,261
配当金の支払額	—	△37,010
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	△862,450
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,143,852	11,618
現金及び現金同等物の期首残高	1,904,122	2,586,072
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 3,047,974	※1 2,597,690

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>「資産除去債務に関する会計基準」等の適用</p> <p>第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、当第2四半期累計期間の営業利益、経常利益は688千円減少し、税引前四半期純利益は28,049千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は87,723千円であります。</p>

【簡便な会計処理】

記載すべき重要な事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第2四半期会計期間末 (平成23年6月30日)	前事業年度末 (平成22年12月31日)								
<p>※1 受講料金銭信託</p> <p>毎年3月、6月、9月、12月の各月末のレッスン未提供分受講料を基準として、その一定割合を金融機関に信託し、会社資産とは分別して管理することにより保全しております。仮に当社の事業が継続困難な状態に陥った場合には、受益者代理人が金融機関に対し信託財産の償還を請求し、受益者(顧客)に対し信託財産の交付を行うこととなっております。</p>	<p>※1 受講料金銭信託</p> <p>同左</p>								
<p>※2 たな卸資産の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>教材</td> <td>128,309千円</td> </tr> <tr> <td>貯蔵品</td> <td>11,838千円</td> </tr> </table>	教材	128,309千円	貯蔵品	11,838千円	<p>※2 たな卸資産の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>教材</td> <td>128,447千円</td> </tr> <tr> <td>貯蔵品</td> <td>11,726千円</td> </tr> </table>	教材	128,447千円	貯蔵品	11,726千円
教材	128,309千円								
貯蔵品	11,838千円								
教材	128,447千円								
貯蔵品	11,726千円								

(四半期損益計算書関係)

前第2四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)												
<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td>477,025千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td>297,423千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>58,133千円</td> </tr> </table>	広告宣伝費	477,025千円	給与手当	297,423千円	賞与引当金繰入額	58,133千円	<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td>427,244千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td>285,985千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>63,495千円</td> </tr> </table>	広告宣伝費	427,244千円	給与手当	285,985千円	賞与引当金繰入額	63,495千円
広告宣伝費	477,025千円												
給与手当	297,423千円												
賞与引当金繰入額	58,133千円												
広告宣伝費	427,244千円												
給与手当	285,985千円												
賞与引当金繰入額	63,495千円												

前第2四半期会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第2四半期会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)												
<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td>234,622千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td>146,500千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>27,527千円</td> </tr> </table>	広告宣伝費	234,622千円	給与手当	146,500千円	賞与引当金繰入額	27,527千円	<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td>202,061千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td>139,132千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>37,299千円</td> </tr> </table>	広告宣伝費	202,061千円	給与手当	139,132千円	賞与引当金繰入額	37,299千円
広告宣伝費	234,622千円												
給与手当	146,500千円												
賞与引当金繰入額	27,527千円												
広告宣伝費	202,061千円												
給与手当	139,132千円												
賞与引当金繰入額	37,299千円												

## (四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在)	※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年6月30日現在)
現金及び預金勘定 3,047,974千円	現金及び預金勘定 1,598,341千円
現金及び現金同等物 3,047,974千円	取得日から3ヶ月以内に償還 期限の到来する有価証券 999,348千円
	現金及び現金同等物 2,597,690千円

## (株主資本等関係)

当第2四半期会計期間末(平成23年6月30日)及び当第2四半期累計期間(自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式	43,806株
優先株式	70株
計	43,876株

## 2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式	－株
優先株式	－株

## 3. 新株予約権等に関する事項

## (1) 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)	新株予約権の四半期会計期間末残高
第3回新株予約権	普通株式	200	－
第4回新株予約権	普通株式	3,412	－
第5回新株予約権	普通株式	12	－

## (2) ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期会計期間末残高 ー千円

## 4. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年2月24日 取締役会	A種優先株式	37,010	241,900.00	平成22年 12月31日	平成23年 3月14日	利益剰余金

## (2) 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、英会話事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期会計期間末 (平成23年6月30日)	前事業年度末 (平成22年12月31日)
1株当たり純資産額 7,763円16銭	1株当たり純資産額 △2,317円95銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期会計期間末 (平成23年6月30日)	前事業年度末 (平成22年12月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	1,043,457	1,465,702
普通株式に係る四半期末(期末)純資産額(千円)	340,072	△101,308
貸借対照表の純資産の部の合計額と1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式に係る四半期末(期末)の純資産との差額の主要な内訳		
イ. 普通株式よりも配当請求権又は残余財産分配請求権が優先的な株式の払込金額(千円)	700,000	1,530,000
ロ. 優先配当額(千円)	3,384	37,010
普通株式の発行済株式数(株)	43,806	43,706
普通株式の自己株式数(株)	—	—
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	43,806	43,706

2. 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

前第2四半期累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)
1株当たり四半期純利益 4,323円56銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載していません。	1株当たり四半期純利益 9,921円88銭 潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益 9,705円24銭

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)
1株当たり四半期純利益		
四半期純利益(千円)	197,311	439,926
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		
イ. 優先配当額(千円)	8,345	3,384
ロ. 優先株式の償還差額(千円)	—	2,261
普通株式に係る四半期純利益(千円)	188,965	434,280
期中平均株式数(株)	43,706	43,770
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	977
(うち新株予約権)	—	(977)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

前第2四半期会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第2四半期会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
1株当たり四半期純利益 2,803円98銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益 5,651円47銭 潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益 5,529円10銭

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第2四半期会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
1株当たり四半期純利益		
四半期純利益 (千円)	126,746	249,530
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		
イ. 優先配当額 (千円)	4,195	1,701
ロ. 優先株式の償還差額 (千円)	—	266
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	122,550	247,562
期中平均株式数 (株)	43,706	43,804
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額 (千円)	—	—
普通株式増加数 (株)	—	969
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

## (重要な後発事象)

当第2四半期会計期間  
 (自 平成23年4月1日  
 至 平成23年6月30日)

当社は、平成23年8月5日開催の取締役会において、株式会社ニチイ学館（以下「公開買付者」といいます。）による当社普通株式及び当社新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。なお、当該取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の取引により当社を完全子会社化することを企図していること並びに当社普通株式が上場廃止になる予定であることを前提として行われたものです。

## 記

## 1. 公開買付者の概要（平成23年3月31日現在）

(1) 名 称	株式会社ニチイ学館																					
(2) 本 店 所 在 地	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地																					
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 齊藤正俊																					
(4) 主 な 事 業 内 容	医療関連事業 ヘルスケア事業 教育事業 その他事業																					
(5) 資 本 金	119億3,379万円																					
(6) 設 立 年 月 日	昭和48年8月																					
(7) 大株主及び持株比率	<table border="0"> <tr> <td>有限会社明和</td> <td>17.79%</td> </tr> <tr> <td>寺田 明彦</td> <td>13.12%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社</td> <td>7.80%</td> </tr> <tr> <td>日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）</td> <td>2.53%</td> </tr> <tr> <td>株式会社三菱東京UFJ銀行</td> <td>2.20%</td> </tr> <tr> <td>日本生命保険相互会社</td> <td>1.70%</td> </tr> <tr> <td>ハ イ ア ツ ト （常任代理人株式会社三菱東京UFJ銀行）</td> <td>1.54%</td> </tr> <tr> <td>ニ チ イ 学 館 従 業 員 持 株 会 社</td> <td>1.48%</td> </tr> <tr> <td>株 式 会 社 東 京 都 民 銀 行 （常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会 社）</td> <td>1.38%</td> </tr> <tr> <td>み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社 退 職 給 付 信 託 み ず ほ 銀 行 口 再 信 託 受 託 者 資 産 管 理 サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社</td> <td>1.38%</td> </tr> </table>		有限会社明和	17.79%	寺田 明彦	13.12%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	7.80%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2.53%	株式会社三菱東京UFJ銀行	2.20%	日本生命保険相互会社	1.70%	ハ イ ア ツ ト （常任代理人株式会社三菱東京UFJ銀行）	1.54%	ニ チ イ 学 館 従 業 員 持 株 会 社	1.48%	株 式 会 社 東 京 都 民 銀 行 （常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会 社）	1.38%	み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社 退 職 給 付 信 託 み ず ほ 銀 行 口 再 信 託 受 託 者 資 産 管 理 サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社	1.38%
有限会社明和	17.79%																					
寺田 明彦	13.12%																					
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	7.80%																					
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2.53%																					
株式会社三菱東京UFJ銀行	2.20%																					
日本生命保険相互会社	1.70%																					
ハ イ ア ツ ト （常任代理人株式会社三菱東京UFJ銀行）	1.54%																					
ニ チ イ 学 館 従 業 員 持 株 会 社	1.48%																					
株 式 会 社 東 京 都 民 銀 行 （常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会 社）	1.38%																					
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社 退 職 給 付 信 託 み ず ほ 銀 行 口 再 信 託 受 託 者 資 産 管 理 サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社	1.38%																					

当第2四半期会計期間  
 (自 平成23年4月1日  
 至 平成23年6月30日)

(8) 当社と公開買付者の関係

資 本 関 係	公開買付者は、本日現在、当社普通株式1株を所有しております。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

2. 本公開買付の概要

(1) 公開買付者が買付け等を行う株券等の種類

- ① 普通株式
- ② 新株予約権

- イ) 平成17年3月30日開催の臨時株主総会の決議並びに平成17年3月30日及び平成17年6月29日開催の取締役会の決議に基づき発行された第1回新株予約権（「第1回新株予約権」）
- ロ) 平成17年3月30日開催の臨時株主総会の決議並びに平成17年3月30日及び平成17年6月29日開催の取締役会の決議に基づき発行された第2回新株予約権（「第2回新株予約権」）
- ハ) 平成17年8月25日開催の臨時株主総会の決議及び平成17年7月14日開催の取締役会の決議に基づき発行された第3回新株予約権（「第3回新株予約権」）
- ニ) 平成17年12月12日開催の臨時株主総会の決議及び平成17年12月12日開催の取締役会の決議に基づき発行された第4回新株予約権（「第4回新株予約権」）
- ホ) 平成17年12月12日開催の臨時株主総会の決議及び平成17年12月12日開催の取締役会の決議に基づき発行された第5回新株予約権（「第5回新株予約権」）
- ヘ) 平成18年1月18日開催の臨時株主総会の決議及び平成18年1月18日開催の取締役会の決議に基づき発行された第6回新株予約権（「第6回新株予約権」）

(2) 買付け等の期間

平成23年8月8日（月曜日）から平成23年9月21日（水曜日）まで（32営業日）

(3) 買付け等の価格

普通株式1株につき 200,000円  
 第1回～第2回新株予約権1個につき 258,000円（1株につき129,000円）  
 第3回～第5回新株予約権1個につき 250,000円（1株につき125,000円）  
 第6回新株予約権1個につき1円（名目価格）

(4) 買付け予定の株式等の数

50,497株

(5) 公開買付け開始公告日

平成23年8月8日（月曜日）

当第2四半期会計期間  
(自 平成23年4月1日  
至 平成23年6月30日)

### 3. 本公開買付け後の組織再編等の方針

公開買付者は、当社の発行済株式の全て（但し、公開買付者が所有する当社株式を除きます。）を取得する方針であり、本公開買付けにより、公開買付者が当社の発行済株式の全て（但し、公開買付者が所有する当社株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開買付け後に当社との間で、公開買付者を完全親会社、当社を完全子会社とする株式交換を行うことにより、公開買付者が当社の発行済株式の全て（但し、公開買付者が所有する当社株式を除きます。）を取得し、当社を公開買付者の完全子会社とすることを企図としております。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8 月12日

株式会社G A B A

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任  
社員  
業務執行社員 公認会計士 都甲 孝一 印

指定有限責任  
社員  
業務執行社員 公認会計士 園田 博之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社G A B Aの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第12期事業年度の第2四半期会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社G A B Aの平成22年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月12日

株式会社GABA

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任  
社員  
業務執行社員 公認会計士 都甲 孝一 印

指定有限責任  
社員  
業務執行社員 公認会計士 園田 博之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社GABAの平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第13期事業年度の第2四半期会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成23年1月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社GABAの平成23年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成23年8月5日開催の取締役会において、株式会社ニチイ学館による株式公開買付けについて賛同の意見を表明することを決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。